

鹿沼市景観計画

(概要版)

◇ 景観計画の目的

景観法（以下「法」という。）に基づき策定される鹿沼市景観計画（以下「本計画」という。）は、本市の豊かな自然と歴史・文化、及び市民の生活や様々な活動の中で育まれた景観資源を十分に活かしながら、良好な景観形成を推進するために基本方針などを明らかにし、市民・事業者・行政が協働しながら良好な景観形成に取り組む際の共通指針となることを目的とします。

◇ 景観計画の内容

本計画では、下の表に掲げる①から⑥までの事項について決めました。

- ① 景観計画の区域
- ② 景観計画区域における「良好な景観の形成に関する方針」
- ③ 行為の制限について
（届出の対象）
 - ・建築物の新築、増築、改築、外観の変更など
 - ・工作物の新設、増築、改築、外観の変更など
 - ・都市計画法上の開発行為（行為の制限内容）
 - ・建築物又は工作物の形態、色彩、その他意匠について
- ④ 景観重要建築物・樹木の指定の方針
- ⑤ 景観重要公共施設に関する事項
- ⑥ 屋外広告物の表示・掲出に関する事項

◇ 景観計画の区域

鹿沼市は、「花」「緑」「清流」といった豊かな自然に恵まれた地域特性を活かしたまちづくりを行ってきました。また、豪華絢爛な彫刻屋台が印象的な「かぬまぶっつけ秋祭り」や市内には数多くの歴史・文化資源があります。本市の景観は、歴史的風土と豊かな自然環境のなかで、そこに暮らす人々が長い時間をかけて作り上げてきたものです。

これらの歴史的景観や自然景観との調和を図るとともに、魅力的なまちを創造し、地域の特性に応じた、良好な景観形成を図るため、**鹿沼市全域を景観計画区域**とします。

◇ 景観形成重点地区の指定等

住民の合意を得ながら地区ごとの方針や基準を定めていき、きめ細やかな規制や誘導を図る手法として、景観計画区域内に「景観形成重点地区」を定めます。

なお、景観形成重点地区については、今後、検討し、住民の意見を十分に聞いたうえで、景観審議会等において審議し、指定していきます。

◇ 良好な景観形成に関する方針

景観形成のテーマ

自然資源、歴史・文化的資源を活かした景観形成
人と自然が共存し、住んで美しい、観て美しいまち鹿沼

系統別景観の方針

【自然系景観の方針】

- ・心うるおす清流の景観を守ります
- ・美しく、素敵な山並みの眺望景観を大切にします

【歴史系景観の方針】

- ・先人たちからの財産を後世に引き継ぎ、ふるさとの良き時代背景を守ります
- ・宿場町の面影など変わらない風景の価値を知り、大切に守り、伝えます

【都市系景観の方針】

- ・新しいものと古いものが調和した魅力あるまちなみ景観を育てます
- ・個性を尊重しつつ、統一されたまちづくりを目指します

【心象系景観の方針】

- ・人々の営みから育まれた生活の風景を再認識し、景観づくりに活かします
- ・季節や行事に則した地域の景観について保存・継承を図ります

地域別景観の方針(市内6地域)

①中心市街地 歴史と利便性が調和した魅力のある景観

②菊沢地域 豊かな自然や歴史が感じられる落ち着いた潤いのある景観

③東部台・北犬飼地域 快適な居住空間と活力ある産業が共生した魅力のある景観

④押原地域 地域の歴史や文化を大切にしたい落ち着いた景観

⑤粟野地域 豊かな自然の中で人々が行き交うのどかで美しい景観

⑥北西部地域 清流や豊かな自然と共生する里山景観



◇ 届出対象行為

(1) 届出対象行為（法第 16 条第 1 項）

景観計画区域内において、以下の規模に該当する行為については、景観法第 16 条第 1 項に基づく届出を行うものとします。

届出対象行為の項目	届出対象規模
① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 10m を超えるもの 又は建築面積が 1,000 m ² を超えるもの
② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	別表のとおり
③ 都市計画法に定める開発行為	当該行為の土地の区域面積が 10,000 m ² (1ha) を超えるもの

※ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の届出については、変更の範囲が、建築物及び工作物の全体表面積の 2 分の 1 以内であるものを除く。

【別表 工作物の届出対象行為】

① 柵、塀、垣（生け垣を除く）、擁壁等	高さ 5m 超
② 煙突、排気塔等	高さ 15m 超
③ 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等	
④ 記念塔、電波塔、物見塔等	
⑤ 高架水槽、冷却塔等	
⑥ 広告塔、広告板等	
⑦ 彫像、記念碑等	
⑧ 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さ 20m 超
⑨ 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等の遊戯施設	高さ 15m 超又は 築造面積 1,000 m ² 超
⑩ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等の製造施設	
⑪ ガス、石油製品、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
⑫ 自動車車庫の用に供する施設	
⑬ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	

(2) 特定届出対象行為（法第 17 条第 1 項）

届出対象行為の内、建築物及び工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更とします。

◇ 景観形成基準

(3) 規制又は措置の基準（法第 8 条第 4 項第 2 号関係）

建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為に共通する景観形成基準（基本的事項）は、次のとおりとします。

基本的事項 (共通事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を考慮し、その地域の基調となる景観と調和させること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法、自然公園法、都市計画法等に基づく施策又は県若しくは市が定める景観形成に関する条例、要綱等に基づく施策がある場合は、それらの施策との整合性に配慮すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・見る位置(視点場)と見られる対象(視対象)との関係を考慮した景観形成に努めること。

ア 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

区 分	基 準
配 置 等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。 ・山稜の近傍にあっては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。 ・道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような位置及び規模とすること。 ・建築物の周辺には、できる限り空地を確保すること。 ・歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。 ・水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。
形 態 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建物全体として調和のとれた形態及び意匠とすること。 ・周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。 ・道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような形態及び意匠とすること。 ・歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はその歴史的な建造物等と調和する形態及び意匠とすること。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観に調和する色彩とすること。 ・地域の特性に配慮した色彩とすること。
材 料	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。 ・外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。
敷 地 の 緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。 ・緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用すること。 ・樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に屋外駐車場を設置する場合は、街並み、隣接する敷地等との不調和が生じないようにすること。 ・屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。 ・工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事塀等により、できる限り修景の工夫をすること。 ・建築物に附帯する広告物は、建築物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。 ・建築物の移転後の跡地は、周囲の景観と調和させること。

イ 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

区 分	基 準
配 置 等	<ul style="list-style-type: none"> 地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。 山稜の近傍にあっては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。 道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような位置及び規模とすること。 歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。 水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。
形 態 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。 歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はその歴史的な建造物等と調和する形態及び意匠とすること。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観に調和する色彩とすること。 地域の特性に配慮した色彩とすること。
材 料	<ul style="list-style-type: none"> 外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。 外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。 緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用すること。 樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。 工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事堀等により、できる限り修景の工夫をすること。 工作物に附帯する広告物は、工作物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。 工作物の移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること。

ウ 都市計画法に定める開発行為

区 分	基 準
土 地 の 形 状 及 び 緑 化	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の前面やのり面は、自然石の使用や自然石調など、仕上げの工夫により緑と調和した表情づくりに努めること。 土地の不整形な分割又は細分化は避けること。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 優れた景観を形成する樹木等がある場合は、その保全及び活用を図ること。

色 彩 の 目 安 (推 奨)

建築物や工作物の色彩は…
R、YR、Y系については、**彩度6以下**、
その他の色相については**彩度4以下**を推奨します。



1 マンセル値の色相R、YR、Yについては、彩度6以下、これ以外の色相については、彩度4以下を推奨します。

2 以下に示すものはこの限りではない。

(1)アクセント色として着色される部分

(2)表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩

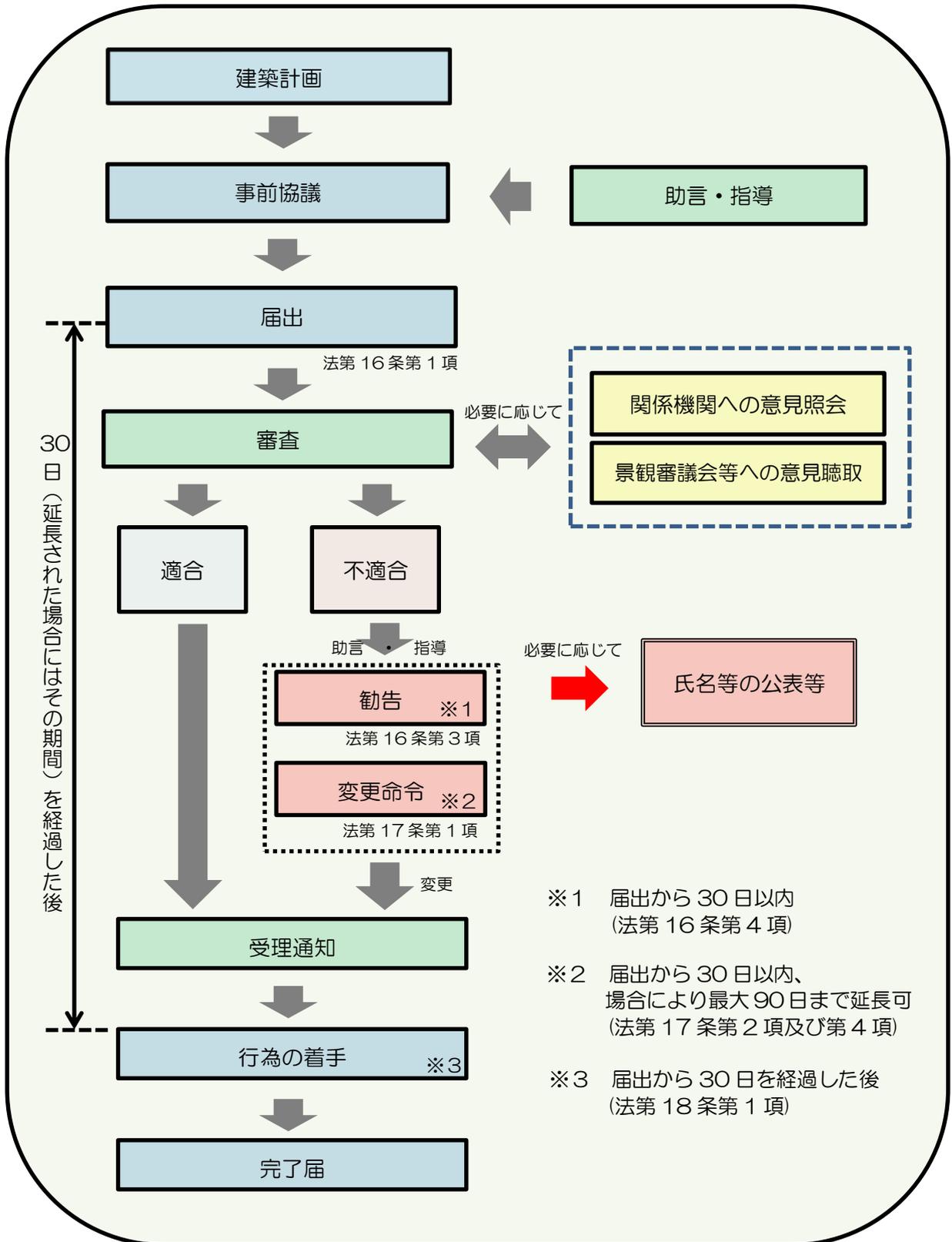
(3)市長が、景観審議会の意見を聴き、次に該当すると認めるもの

ア 質の高いデザインでランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの

イ 植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの

※ 推奨する色彩は基準ではありませんが、基調色としての採用が望まれます。

◇ 届出の流れ



注) 法：景観法

◇ 景観重要建造物の指定の方針

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件も含む。）で、次の基準に該当し、道路等公共の場所から容易に見ることができるものを、所有者の意見を聴いたうえで「景観重要建造物」として指定します。

- 1 建造物の管理者が明確であるもの
- 2 地元住民から親しまれており、地域景観のシンボルとなっているもの

◇ 景観重要樹木の指定の方針

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で、次の基準に該当し、道路等公共の場所から容易に見ることができるものを、所有者の意見を聴いたうえで「景観重要樹木」として指定します。

- 1 樹木の育成環境が良好であること又は育成環境の整備計画が明確かつ当該計画の実施が確実であるもの
- 2 地元住民から親しまれており、地域景観のシンボルとなっているもの

◇ 景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項

(1) 景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項

ア 基本的事項

道路、公園、河川等の公共施設は、地域の景観の核となる重要な要素であり、地域の特性に応じた整備を行うことにより、効果的な景観形成が可能となります。このため本市の骨格を形成し、景観上特に重要な公共施設（道路、公園、河川等）については、当該公共施設の管理者と協議し、景観上配慮すべき事項等を確認するとともに、同意の上で施設の整備に関する事項及び占用等の基準を定め、良好な景観の形成を図ります。

イ 景観重要公共施設の整備に関する方針

公共施設の整備は、地域のシンボルとなるものであることから、整備にあたっては、次の基本方針に基づき、周辺環境に調和する良好な景観の形成を図ります。

- 1 公共施設の形態・意匠については、周辺環境との調和に配慮し、圧迫感を与えないようにする。
- 2 公共施設の色彩については、目立つ色彩は避け周辺の景観と調和する色彩を基本とする。
- 3 公共施設の敷地内には、花や樹木による緑化を推進し、潤いのある公共施設空間を創出する。

◇ 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本的事項

屋外広告物は、商業地域等において賑わいのある景観を創りだします。一方で周囲への配慮のない屋外広告物は、まちなみや自然景観への景観阻害要素となる場合があります。

屋外広告物は良好な景観形成における重要な要素のひとつであるため、栃木県屋外広告物条例により周辺的环境に配慮したものとなるよう規制誘導を図ってきました。

今後は、屋外広告物の現況調査等を実施し、市内の掲出状況の把握に努め、地域の実情に即した本市独自の条例を制定し、適切な屋外広告物の規制誘導を図っていくことを検討します。

◇ 協働による景観形成

良好な景観を形成していくためには、行政をはじめ、市民や事業者など、多くの人々の理解と協力がなければ実現できません。

一人ひとりが鹿沼市の財産である景観の価値を再認識し、計画に掲げた基本理念や目標を共有したうえで、それぞれがお互いの役割を認め合い、出来るところから着実に進めていくことが必要です。

美しい自然とこれまでの暮らしの営みの中で築き上げられてきたふるさとの特色ある風景を守り、より美しくいきいきとした景観に育てていくため、市民・事業者・行政など、多様な人々の協働による景観まちづくりを推進していきます。

協働による景観まちづくりの考え方



鹿沼市 都市建設部 都市計画課
〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町 1688-1
Tel.0289-63-2209 Fax0289-63-2274
E-mail toshikeikaku@city.kanuma.lg.jp